

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案											現行										
別表第4（第13条関係） 第1 第1表											別表第4（第13条関係） 第1 第1表										
通信量記録 都道府県別通信量											通信量記録 都道府県別通信量										
年度分											年度分										
都道府 県	同一単 位料金 区域内 通信回 数	同一中 継区域 内単位 料金区 域間通 信回数	加入者 交換機 接続通 信回数	中継交 換機接 続通信 回数（ 加入者 交換機 を經由 するも の）	中継交 換機接 続通信 回数（ 加入者 交換機 を經由 しない もの）	同一単 位料金 区域内 通信時 間	同一中 継区域 内単位 料金区 域間通 信時間	加入者 交換機 接続通 信時間	中継交 換機接 続通信 時間（ 加入者 交換機 を經由 するも の）	中継交 換機接 続通信 時間（ 加入者 交換機 を經由 しない もの）	都道府 県	同一単 位料金 区域内 通信回 数	同一中 継区域 内単位 料金区 域間通 信回数	加入者 交換機 接続通 信回数	中継交 換機接 続通信 回数	同一単 位料金 区域内 通信時 間	同一中 継区域 内単位 料金区 域間通 信時間	加入者 交換機 接続通 信時間	中継交 換機接 続通信 時間	公衆電 話通信 時間	デジタ ル公衆 電話通 信時間
	公衆電 話通信 時間	デジタ ル公衆 電話通 信時間																			
注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。											注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。										
2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。											2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。										
3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄、公衆電話通信時間の欄及びデジタル公衆電話通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着回数又は発着信時間を記録すること。											3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄、公衆電話通信時間の欄及びデジタル公衆電話通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着回数又は発着信時間を記録すること。										
第2表（略）											第2表（略）										
第3表											第3表										
通信量記録 単位料金区域別通信量等											通信量記録 単位料金区域別通信量等										

								年度分
単位料金区 域	同一単位料 金区域内通 信回数	同一中継区 域内単位料 金区域間通 信回数	加入者交換 機接続通信 回数	中継交換機 接続通信回 数(加入者 交換機を経 由するもの)	中継交換機 接続通信回 数(加入者 交換機を経 由しないも の)	同一単位料 金区域内通 信時間	同一中継区 域内単位料 金区域間通 信時間	
	加入者交換 機接続通信 時間	中継交換機 接続通信時 間(加入者 交換機を経 由するもの)	中継交換機 接続通信時 間(加入者 交換機を経 由しないも の)	公衆電話自 動通話同一 単位料金区 域内通信回 数	公衆電話自 動通話同一 単位料金区 域内通信時 間	デジタル公 衆電話自動 通話同一単 位料金区域 内通信回数	デジタル公 衆電話自動 通話同一単 位料金区域 内通信時間	
	公衆電話通 話時間	デジタル公 衆電話通話 時間	電話呼率	総合デジタ ル通信サー ビス呼率	自ユニット 折返し比率	第一種公衆 電話度数比 率		

								年度分
単位料金区 域	同一単位料 金区域内通 信回数	同一中継区 域内単位料 金区域間通 信回数	加入者交換 機接続通信 回数	中継交換機 接続通信回 数	同一単位料 金区域内通 信時間	同一中継区 域内単位料 金区域間通 信時間	加入者交換 機接続通信 時間	
	中継交換機 接続通信時 間	公衆電話自 動通話同一 単位料金区 域内通信回 数	公衆電話自 動通話同一 単位料金区 域内通信時 間	デジタル公 衆電話自動 通話同一単 位料金区域 内通信回数	デジタル公 衆電話自動 通話同一単 位料金区域 内通信時間	公衆電話通 話時間	デジタル公 衆電話通話 時間	
	電話呼率	総合デジタ ル通信サー ビス呼率	PHS呼率	自ユニット 折返し比率	第一種公衆 電話度数比 率			

注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録することとし、公衆電話通話時間及びデジタル公衆電話通話時間は再掲として記録すること。

2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

3 同一単位料金区域内通信回数の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第4表

通信量記録			年度分
項目名	数値	単位	
平均保留時間（電話）		秒	
平均保留時間（総合デジタル通信サービス）		秒	
1呼当たり信号数（電話）		信号/呼	

注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録することとし、公衆電話通話時間及びデジタル公衆電話通話時間は再掲として記録すること。

2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

3 同一単位料金区域内通信回数の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第4表

通信量記録			年度分
項目名	数値	単位	
平均保留時間（電話）		秒	
平均保留時間（総合デジタル通信サービス）		秒	
平均保留時間（PHS）		秒	

<u>1 呼当たり信号数 (総合デジタル通信サービス)</u>		<u>信号/呼</u>
---------------------------------	--	-------------

<u>1 呼当たり信号数 (電話)</u>		<u>信号/呼</u>
<u>1 呼当たり信号数 (総合デジタル通信サービス)</u>		<u>信号/呼</u>
<u>1 呼当たり信号数 (PHS)</u>		<u>信号/呼</u>

第2
第1表 (略)

第2
第1表 (略)

第2表

第2表

回線数記録 単位料金区域別回線数等									年度末現在
単位料金区域	住宅用加入電話回線数	事務用加入電話回線数	低速専用線回線数	高速専用線回線数	第一種公衆電話回線数	第一種デジタル公衆電話回線数	第二種公衆電話回線数	第二種デジタル公衆電話回線数	
	住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数	事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数	第二種総合デジタル通信サービス回線数	低速専用線加入者交換機折返し比率	高速専用線加入者交換機折返し比率	ATMデータ伝送加入者交換機折返し比率	ATM専用線加入者交換機折返し比率		

回線数記録 単位料金区域別回線数等									年度末現在
単位料金区域	住宅用加入電話回線数	事務用加入電話回線数	低速専用線回線数	高速専用線回線数	第一種公衆電話回線数	第一種デジタル公衆電話回線数	第二種公衆電話回線数	第二種デジタル公衆電話回線数	
	住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数	事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数	第二種総合デジタル通信サービス回線数	低速専用線加入者交換機折返し比率	高速専用線加入者交換機折返し比率	ATMデータ伝送加入者交換機折返し比率	ATM専用線加入者交換機折返し比率		

注1 (略)

注1 (略)

2 第一種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第一種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第二種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種公衆電話以外のものにつき記録することとし、第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種デジタル公衆電話以外のものにつき記録すること。

2 第一種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第一種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第二種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種公衆電話以外のものにつき記録することとし、第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種デジタル公衆電話以外のものにつき記録すること。

3 第二種公衆電話回線数の欄及び第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、平時に避難所として指定されている場所等あらかじめ加入者回線を設置し、災害等が発生した際に電話機を接続して通話の用に供されるものを含めること。

3 (略)

4 (略)

第3表

回線数記録
局別回線数

年度末現在

都道府県	単位料金区域	局	ADSL地域IP回線数	光地域IP回線数

注 ADSL地域IP回線数の欄には適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数の欄には適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

第4表～第7表（略）

第3（略）

第3表

回線数記録
局別回線数

年度末現在

都道府県	単位料金区域	局	基地局回線数	ADSL地域IP回線数	光地域IP回線数

注 基地局回線数の欄には、基地局設備用電話端末回線伝送機能を提供するために設置している回線につき記録することとし、ADSL地域IP回線数の欄には、適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数には、適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

第4表～第7表（略）

第3（略）

別表第5（第15条関係）

第1 対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
(略)	(略)	(略)
加入者交換機（端末系伝送路設備、中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間	(略)	(略)
に設置される伝送装置等を <u>含む</u> 。）		
(略)	(略)	(略)
中継交換機（中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間	(略)	(略)
に設置される伝送装置等を <u>含む</u> 。）		
(略)	(略)	(略)

別表第5（第15条関係）

第1 対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
(略)	(略)	(略)
加入者交換機（端末系伝送路設備、中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間	(略)	(略)
に設置される伝送装置等を <u>含む、手動によるものを除く</u> 。）		
(略)	(略)	(略)
中継交換機（中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間	(略)	(略)
に設置される伝送装置等を <u>含む、手動によるものを除く</u> 。）		
(略)	(略)	(略)

別表第6 (第15条関係) 正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\sim}$ 経済的耐用年数 (定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数
 定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n) + 期末定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2
 期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n - 1)、最低残存価額}
 期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、最低残存価額}
 定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\sim}$ 経済的耐用年数 (定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数
 定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n) + 期末定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2
 期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ⁻¹、投資額 × 最低残存率}
 期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ、投資額 × 最低残存率}
 償却率 = 1 - (残存率)^{1 ÷ 法定耐用年数}
 残存率 = 0.1 とする。

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) <u>局ごとに、アナログ電話</u>・総合デジタル通信サービスの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）から当該局の<u>き線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数</u>が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先交換機の決定</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、<u>局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置ごとに、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間の伝送路距離</u>を考慮して局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先を決定する。</p> <p>3 設備量の算定</p> <p>加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。</p> <p>なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の発着信呼量に各役務の<u>収容回線数</u>を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。</p> <p>(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及</p>

別表第6 (第15条関係) 正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\sim}$ 経済的耐用年数 (定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数
 定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n) + 期末定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2
 期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n - 1)、最低残存価額}
 期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、最低残存価額}
 定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\sim}$ 経済的耐用年数 (定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数
 定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n) + 期末定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2
 期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ⁻¹、投資額 × 最低残存率}
 期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ、投資額 × 最低残存率}
 償却率 = 1 - (残存率)^{1 ÷ 法定耐用年数}
 残存率 = 0.1 とする。

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) <u>アナログ電話</u>・総合デジタル通信サービス・<u>PHS</u>の局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先交換機の決定</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、<u>局設置遠隔収容装置～加入者交換機間及び局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間の光ケーブルの総心 km、加入者交換機～中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等</u>を考慮して局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先を決定する。</p> <p>3 設備量の算定</p> <p>加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。</p> <p>なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・<u>PHS</u>別の発着信呼量に各役務の<u>局別収容回線数</u>を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。</p> <p>(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・<u>PHS</u>別の最繁時呼量を各役務の平均保</p>

	<p>び呼完了率で除したものを個別の最繁忙時総呼数とし、その最繁忙時総呼数の合計を当該局の最繁忙時総呼数とし、最繁忙時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁忙時総呼数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額</p> <p>=加入者交換機ユニット数</p> <p>×加入者交換機ユニット当たり単価</p> <p>+回線共通投資額</p> <p>+加入者交換機直収電話端子数</p> <p>×加入者交換機直収アナログ電話回線単価</p> <p>+<u>加入者交換機直収総合デジタル通信端子数</u></p> <p>×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価</p> <p>+最繁忙時総呼数×最繁忙時総呼数単価</p> <p>+最繁忙時呼量投資額</p> <p>+対向局設置遠隔収容装置ユニット数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向基本部単価</p> <p>+局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス単価</p> <p>+加入者交換機中継 52Mパス数</p> <p>×加入者交換機中継 52Mパス単価</p>		<p>留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁忙時総呼数とし、その最繁忙時総呼数の合計を当該局の最繁忙時総呼数とし、最繁忙時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁忙時総呼数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額</p> <p>=加入者交換機ユニット数</p> <p>×加入者交換機ユニット当たり単価</p> <p>+回線共通投資額</p> <p>+加入者交換機直収電話端子数</p> <p>×加入者交換機直収アナログ電話回線単価</p> <p>+<u>(加入者交換機直収総合デジタル通信端子数+PHS端子数)</u></p> <p>×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価</p> <p>+最繁忙時総呼数×最繁忙時総呼数単価</p> <p>+最繁忙時呼量投資額</p> <p>+対向局設置遠隔収容装置ユニット数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向基本部単価</p> <p>+局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス単価</p> <p>+加入者交換機中継 52Mパス数</p> <p>×加入者交換機中継 52Mパス単価</p>
局設置遠隔収容装置	<p>1 局設置遠隔収容装置の設置基準</p> <p><u>局ごとに、局別収容回線数から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数</u>が1万2千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額</p> <p>=局設置遠隔収容装置ユニット投資額</p> <p>+局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数</p> <p>×局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価</p> <p>+<u>局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数</u></p> <p>×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p>	局設置遠隔収容装置	<p>1 局設置遠隔収容装置の設置基準</p> <p><u>局別収容回線数</u>が1万2千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額</p> <p>=局設置遠隔収容装置ユニット投資額</p> <p>+局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数</p> <p>×局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価</p> <p>+<u>(局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数+PHS端子数)</u></p> <p>×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p>

	+回線収容部投資額 +中継インタフェース部投資額
(略)	(略)
き線点遠隔収容装置	1～3 (略) 4 設備量の算定 (1) (略) (2) 局ごとに、当該局に収容されるき線点の、(1)で算定した <u>き線点ごとのき線点遠隔収容装置ユニット数の合計</u> を、当該局の <u>き線点遠隔収容装置ユニット数</u> とし、 <u>き線点ごとのき線点遠隔収容装置収容回線数</u> の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。 5 (略)
(略)	(略)
伝送装置	1 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定 (1) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。 ア (略) イ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される総合デジタル通信サービス回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及び総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数で除して、多重変換装置6Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) この場合において、総合デジタル通信サービス回線数は、第一種総合デジタル通信サービス回線数及び第二種総合デジタル通信サービス回線数に第二種総合デジタル通信サービス換算係数を乗じたものの合計の回線数とする。 ウ～ク (略) (2) (略) 2～4 (略)
(略)	(略)
総合デジタル通信局内回線終端装置	1 設備量の算定 (1)・(2) (略) (3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容する <u>第一種総合デジタル通信回線の数</u> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。 (4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容する <u>第一種総合デジタル通信回線の数</u> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。 2 (略)
(略)	(略)
中継交換機	1 設備量の算定 中継交換機設置局ごとに、(1)から(4)までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。 (1) 県間最繁忙呼量(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を2で除したものをいう。)、県内最繁忙呼量(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局

	+回線収容部投資額 +中継インタフェース部投資額
(略)	(略)
き線点遠隔収容装置	1～3 (略) 4 設備量の算定 (1) (略) (2) 局ごとに、当該局に収容されるき線点の、(1)で算定した <u>き線点遠隔収容装置のユニット数の合計</u> を、当該局の <u>き線点遠隔収容装置のユニット数</u> とし、 <u>き線点遠隔収容装置収容回線数</u> の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。 5 (略)
(略)	(略)
伝送装置	1 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定 (1) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。 ア (略) イ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される総合デジタル通信サービス回線数 <u>及びPHS回線数の合計回線数</u> を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及び総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数で除して、多重変換装置6Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) この場合において、総合デジタル通信サービス回線数は、第一種総合デジタル通信サービス回線数及び第二種総合デジタル通信サービス回線数に第二種総合デジタル通信サービス換算係数を乗じたものの合計の回線数とする。 ウ～ク (略) (2) (略) 2～4 (略)
(略)	(略)
総合デジタル通信局内回線終端装置	1 設備量の算定 (1)・(2) (略) (3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容する <u>第一種総合デジタル通信回線及びPHS回線の数の総和</u> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。 (4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容する <u>第一種総合デジタル通信回線及びPHS回線の数の総和</u> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。 2 (略)
(略)	(略)
中継交換機	1 設備量の算定 中継交換機設置局ごとに、(1)から(4)までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。 (1) 県間最繁忙呼量(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を2で除したものをいう。)、県内最繁忙呼量(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局

<p>(略)</p>	<p>外呼量の合計を4で除したものをいう。)、中継交換機渡り県間最繁時呼量(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものをいう。)<u>中継交換機渡り県内自局外最繁時呼量</u>(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除したものをいう。)<u>及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量(当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼量のうち加入者交換機を経由しないものをいう。(3及び4)において同じ。)</u>の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(2) 県間最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したもの。)、県内最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼数の合計を4で除したもの。)、中継交換機渡り県間最繁時総呼数(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したもの。)<u>中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数</u>(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したもの。)<u>及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時総呼数(当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を経由しないものをいう。)</u>の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)<u>及び中継交換機設置局</u>の自局設置相互接続点对向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点对向1.5Mパス数を合計したもの)の合計を<u>52Mパス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算し</u>、更にチャンネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャンネル数とし、中継交換機チャンネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)<u>及び中継交換機設置局</u>の自局設置相互接続点对向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点对向1.5Mパス数を合計したもの)を合計し52Mパス単位に変換したものに<u>中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算したもの</u>を中継交換機に収容する総中継インタフェース数とし、この総中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>外呼量の合計を4で除したものをいう。)、中継交換機渡り県間最繁時呼量(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものをいう。)<u>及び中継交換機渡り県内自局外呼量</u>(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除したものをいう。)<u>の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</u>。</p> <p>(2) 県間最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したもの。)、県内最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼数の合計を4で除したもの。)、中継交換機渡り県間最繁時総呼数(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したもの。)<u>及び中継交換機渡り県内自局外呼数</u>(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したもの。)<u>の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</u>。</p> <p>(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)<u>および中継交換機設置局</u>の自局設置相互接続点对向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点对向1.5Mパス数を合計したもの)の合計を<u>52Mパス単位に変換し</u>、更にチャンネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャンネル数とし、中継交換機チャンネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)<u>および中継交換機設置局</u>の自局設置相互接続点对向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点对向1.5Mパス数を合計したもの)を合計し52Mパス単位に変換したものを中継交換機に収容する総中継インタフェース数とし、この総中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附 則
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。